

別掲

当院では、下記の項目について、使用量や適用日数等に応じた実費負担をお願いしております。

R6.6.1

県立妙高病院

	項目(費用負担の名称)	徴収単位	金額(円)
1	180日を超える入院に係る特別入院料	1日	2,410
2	入院室料差額(B室)	1日	1,540
3	文書料(診断書、証明書)(普通のもの)	1件	2,200
4	〃 (複雑なもの)	1件	4,400
5	〃 (特殊なもの)	1件	7,700
6	死亡診断書、死体検案書(普通のもの)	1件	3,850
7	〃 (特殊なもの)	1件	6,600
8	セカンドオピニオン	1件	11,000
9	医師面談料	1回	5,500
10	健康診断料	1人	3,200
11	予防接種料(任意)	1件	窓口にてご説明
12	死後処置料	1件	5,500
13	往診用自動車使用料	2kmまで	70 (税別)
14	〃 (2km超加算分)	500mを超える毎	20 (税別)
15	病衣使用料	1日	80
16	付添寝具使用料	1日	190
17	付添ベッド使用料	1日	110
18	選択食メニュー提供料	1食	20

上記には、検査料や薬材料等及び保険適用分は含まれておりません。

ご不明な点などございましたら、窓口にておたずねください。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切認められておりません。